生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 〇 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、<u>生活支援</u>の必要性が増加。<u>ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要</u>。
- 高齢者の介護予防が求められているが、<u>社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防</u>につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

- 〇二一ズに合った多様なサービス種別 〇住民主体、NPO、民間企業等多様な 主体によるサービス提供
 - ・地域サロンの開催
 - ・見守り、安否確認
 - •外出支援
 - ・買い物、調理、掃除などの家事支援
 - •介護者支援 等

生活支援の担い手としての社会参加



高齢者の社会参加

- ○現役時代の能力を活かした活動
- 〇興味関心がある活動
- ○新たにチャレンジする活動
 - •一般就労、起業
 - 趣味活動
 - ・健康づくり活動、地域活動
 - ・介護、福祉以外のボランティア活動等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

平成24年度創設の介護予防・日常生活支援総合事業の事例① (長崎県佐々町)

- 〇高齢者を含む「介護予防ボランティア養成研修」を受けた地域住民が、①<u>介護予防事業でのボランティア</u> や、②地域の集会所などでの自主的な<u>介護予防活動</u>、③要支援者の自宅を訪問して行う<u>掃除・ゴミ出し等の</u> 訪問型生活支援サービスを行うことを支援。
- 20年度から実施し、24年12月現在45名が登録・活動中。ボランティアの情報交換等のため連絡会も設置。 行政担当者等も参加し、町の介護予防の方向性の統一化、個々のケースの切れ目ないケアの実現を図る。

【佐々町の概要】 平成26年1月31日現在

■地域包括支援センター

直営 1カ所

■人 口:13,738人

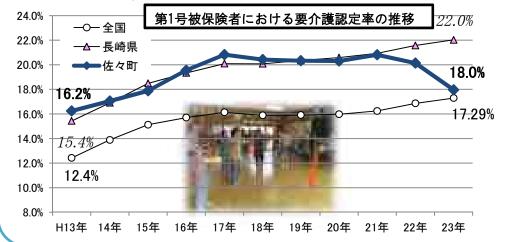
■高齢者人口: 3,280人

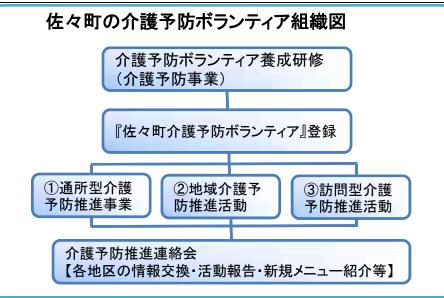
■高 齢 化 率: 23.8%



【取組の成果】

○できないことの「お手伝い」ではなく、「できていることの継続」と「改善可能なことを増やす」支援により、高齢者の自立度が向上し認定率が低下 ○身近な会場や地域資源を活かした通いの場、参加の場を作り、住民ボランティアが活躍することにより、住民同士の絆が深まった。





多様な通いの場と生活支援の体制づくり

- 〇はつらつ教室、水中運動教室、男性料理教室、 は会場での介護予防活動など、多様な通いと参加な 場づくり
- 〇介護予防ボランティアの活躍の場と生きがい支持
- 〇シルバー人材センター、介護予防ボランティア等による日常生活上の支援
- 〇地域デイサービスや地区の介護予防活動の開 により、要支援から改善しても通える場の確保

平成24年度創設の介護予防・日常生活支援総合事業の事例② ~山梨県北杜市~

- 直営の地域包括支援センターが中心となって、地域づくりを推進。ニーズ調査の結果も活用し、高齢者の 外出や交流が少ないといった地域課題を明確化。関係機関との情報交換を行いつつ、多様な通いの場づく り、ボランティア活動等を促進。
- 介護予防・日常生活支援総合事業では、これまでの取組により生み出された地域の資源等を有効に活用しつつ、①通所型予防サービス、②配食・見守り・安否確認等の生活支援サービスを実施。

【北杜市の概要】 平成25年10月1日現在

■地域包括支援センター

直営 1カ所

■人 □:48,882人

■高齢者人口:15,966人

■高 齢 化 率: 32.7%

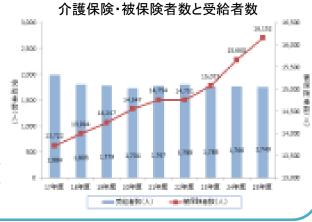


【取組の経緯と成果】

- ○平成22年に住民の二一ズ調査を行い、全国との比較により、認知 症高齢者が多い傾向にあること、社会参加意欲が低いこと、買い物 等外出や交流が少ないこと等、北杜市の特徴や地域課題を明確化
- 〇介護事業者や関係機関との情報交換を行いながら、地域課題の 解決に向けて、地域表現

解決に向けて、地域支援 事業を充実(通いの場づ くり、ボランティア活動の 促進、地域ケア会議)

〇この結果、介護支援ボランティア登録者の増加や 高齢者が 気軽に集える 場を住民主体で立ち上げる等地域の力で高齢者や 家庭介護を支えようという 意識向上が図れている。



通所型予防サービス(ふれあい処北社)

○運営(8か所)

NPO、社協、任意団体、介護事業所

〇内容

会話、創作、体操、事業所の特性を生か した活動等(週1~2回)

- 〇スタッフは1~2名。他ボランティア等
- 〇ケアマネジメント

北杜市地域包括支援センターが実施

○地域の人が誰でも気軽に立ち寄れる場所



生活支援サービス(あんしんお届サービ

- 〇内容
 - ・配食+安否確認(緊急連絡を含む)
 - ・弁当業者等が配食の際、利用者に声かけ
 - 異状があった時の連絡義務づけ
 - ・弁当業者、任意団体、介護事業所 (4か所の事業者が参入)



介護予防事業

- 〇地域を中心とした自主活動への支援
 - ・いきいき運動教室(骨折・転倒予防のための運動教室)
 - ・筋力元気あっぷ事業(筋力向上トレーニングと運動習慣習得)
 - ふれあい広場(体操、レクリェーション、交流会を実施)

要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- 〇その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

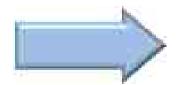
予防給付によるサービス

·訪問介護

•通所介護

- •訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- •短期入所療養介護
- •居宅療養管理指導
- •特定施設入所者生活介護
- •短期入所者生活介護
- ·訪問入浴介護
- ·認知症対応型通所介護
- ·小規模多機能型居宅介護
- •認知症対応型共同生活介護
- •福祉用具貸与
- •福祉用具販売
- •住宅改修

など



訪問介護、通所介護について事業へ移行

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

・訪問型サービス

・多様な担い手による生活支援

・诵所型サービス

・ミニデイなどの通いの場

・運動、栄養、口腔ケア等の教室

・生活支援サービス (配食・見守り等) ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

- ※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
- ※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

従来通り 予防給付で行う

事業の具体的な内容

基

介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン案(骨子)

第1 総合事業に関する総則的な事項 (P1~)

- ○事業は、要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み。
- 〇生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に 向けたサービスの推進等を基本に事業を実施。
- ○住民主体のサービス利用、認定に至らない高齢者増加、重度化予防推進により、結果として費用の効率化。

第2 サービスの類型 (P21~)

- 〇市町村が基準·単価等を定める際の 参考例を提示。
- 〇現行の訪問介護等に相当するサービスのほか、緩和した基準のサービス、 住民主体の支援等の多様なサービスを想定。

第4 サービスの利用の流れ (P55~)

- ○認定を受けずに、チェックリストにより、サービスを利用可能。
- ○ケアマネジメントで、利用 者に適切なサービスを 提供。

第5 関係者間の意識共有と 介護予防ケアマネジメント(P73~)

〇一歩進んだケアマネジメントに向け、関係者の意 識共有や、短期集中アプローチで自立につなげる ケアマネジメントを推進。

第6 総合事業の制度的な枠組み

(P91~)

- 〇直接実施や委託のほか、指定事 業者による実施や、事業者に対す る補助による実施が可能。
- 〇基準·単価等は、国の基準や単価 の上限を踏まえ、設定。
- 〇市町村の事業費の上限は、移行 分をまかなえるよう設定。

第7 円滑な事業への移行・実施

(P128~)

- 〇事業は29年4月まで猶予可能。市町村は、早期から総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等に一定の時間をかけることも選択肢。
- 〇エリアごとなど、段階的な実施も 可。

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

(P28~)

- 〇コーディネーターや協議体等を通じ、 地域の支え合い体制づくりを推進。
- ○担い手の知識・スキルの向上のため、 研修実施。
- ○市町村で行われているボランティア ポイントも活用可能。

第1 総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨 (P1~)

○ 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

(2) 背景·基本的考え方 (P3~)

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや 介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

二 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにする とともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

へ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりに つながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。 第1 総合事業に関する総則的な事項

【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 〇予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が<u>地域の実情に応じた取組</u>ができる介護保険制度の<u>地域支援事業</u>へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 〇既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど<u>地域の多様な主体を活用</u>して高齢者を 支援。<u>高齢者は支え手側に回ることも</u>。

予防給付 (全国一律の基準)

移行

護

地域支援事業

既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の 生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

移行

通所介護

既存の通所介護事業所による機能訓練等 の通所介護

NPO、民間事業者等によるミニディサービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与 する教室

介護予防・生活支援の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

専門的なサービスを必要とする人に は専門的なサービスの提供 (専門サービスにふさわしい単価)

・多様な担い手による多様なサービス (多様な単価、住民主体による低廉な 単価の設定、単価が低い場合には 利用料も低減)

- 支援する側とされる側という画ー的 な関係性ではなく、サービスを利用 しながら地域とのつながりを維持で きる
- 能力に応じた柔軟な支援により、 介護サービスからの自立意欲が向上

サービスの充実

・多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保



同時に実現

費用の効率化

- ・住民主体のサービス利用の拡充
- ・認定に至らない高齢者の増加
- 重度化予防の推進

(1)介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業) (P13~)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 - ①要支援認定を受けた者
 - ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など 日常生活上の支援を提供
その他の生活 支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配 食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケア マネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス 等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

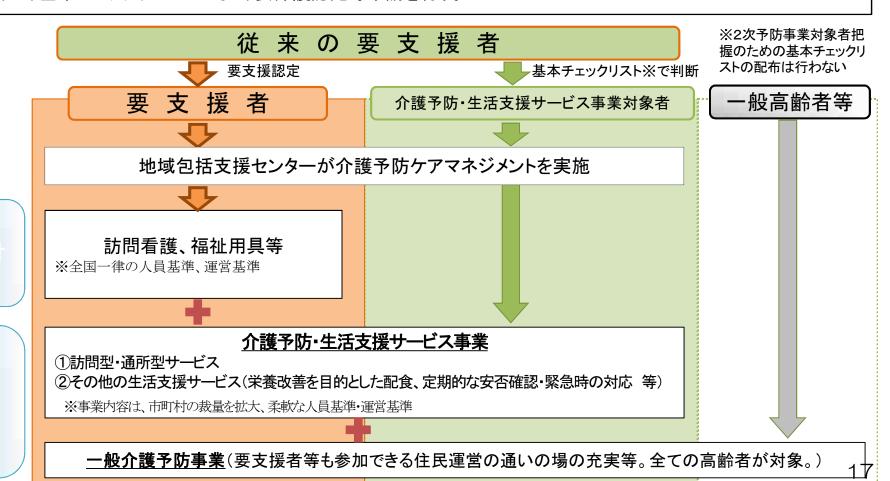
(2) 一般介護予防事業 (P14~)

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及び その支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこ もり等の何らかの支援を要する者を把 握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓 発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活 動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支 援を行う
一般介護予防事 業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の 達成状況等を検証し、一般介護予防 事業の評価を行う
地域リハビリテー ション活動支援事 業	介護予防の取組を機能強化するため、 通所、訪問、地域ケア会議、住民主体 の通いの場等へのリハビリ専門職等 による助言等を実施

【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 〇 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護 予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防給付

総合事業

3 市町村による効果的・効率的な事業実施 (P15~)

- 〇 総合事業の実施に当たって、市町村は、
 - ・ 住民主体の多様なサービスの充実による、要支援者の状態等に応じた住民主体のサービス利用促進
 - ・ 高齢者の社会参加の促進や介護予防のための事業の充実による認定に至らない高齢者の増加
 - ・ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による<u>重度化予防の推進</u>等により、結果として費用の効率化が図られることを目指す。
- 〇 総合事業と予防給付の費用の伸び率は、中長期的に75歳以上高齢者数の伸び率程度となることを目安 に努力。
- さらに、総合事業を効率的に実施していくため、個々の事業評価と、市町村による総合事業の結果等の検証と次期計画期間への取組の反映が重要。その際、介護保険運営協議会等で議論することが重要。

4 都道府県による市町村への支援 (P16~)

- 都道府県においても、市町村が総合事業を円滑に実施することができるよう、その地域の実情に応じて、 例えば以下のような市町村支援の取組を実施。
 - 総合事業の検討状況の把握や必要な支援についての調査等の現状把握
 - ・ 相談への助言・支援や好事例などの収集・情報提供
 - ・ 総合事業において中核を担う市町村職員や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーターなどに対する研修、保健師やリハビリ専門職等の広域派遣調整等の人材育成・人材確保
 - 市町村間や各団体・組織との連絡調整、ネットワーク化等の広域調整

<u>5 好事例の提供</u> (P19~)

○ 市町村による効率的・効果的な総合事業の実施のため、各種事例集を取りまとめ(次頁参照)。

第1 総合事業に関する総則的な事項

【参考】地域包括ケアシステム構築へ向けた取組事例

地域包括ケアシステムについては、市町村が中心となって、地域の多様な支える力を集結させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていく必要があります。特に予防給付を見直し、円滑に地域支援事業へ移行していくためには、市町村が中心となって支え合いの体制づくりを進めることが必要です。厚生労働省では、市町村の好事例を取りまとめました。好事例も参考にしながら、各市町村で取組を進めていただきたいと考えています。

〇市町村介護予防強化推進事業(介護予防モデル事業)に関する事例

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/jitsurei.html
【厚生労働省のHP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護予防>5 市町村介護予防強化推進事業】

- 〇介護予防・日常生活支援総合事業に関する事例
- 〇介護予防事業に関する事例

「地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組事例」(参考)

http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/yobou/torikumi 02.html

【厚生労働省のHP>><u>政策について</u>><u>分野別の政策一覧</u>><u>福祉・介護</u>><u>介護・高齢者福祉</u>><u>介護予防</u> >4 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組事例】

〇生活支援コーディネーターに関する事例

「地域における生活支援サービスのコーディネーターの育成に関する調査研究事業 報告書」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000046377.pdf

【厚生労働省のHP><u>政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 地域包括ケアシステム> 5. 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加】</u>

〇地域包括ケアシステム構築に関する事例

「事例を通じて、我がまちの地域包括ケアを考えよう「地域包括ケアシステム」事例集成 ~できること探しの素材集~」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/dl/jirei.pdf
【厚生労働省のHP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>地域包括ケアシステム

>1. 地域包括ケアシステムの実現に向けて>地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例】

「過疎地域における地域包括ケアシステムの構築に関する調査研究事業報告書」

http://www.hit-north.or.jp/houkokusyo/2013tiikihokatsu-shiryo.pdf 【社団法人北海道総合研究調査会HP】

〇地域ケア会議に関する事例

「地域包括ケアの実現に向けた地域ケア会議実践事例集~地域の特色を活かした実践のために~」 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/chiiki-houkatsu/dl/link3-0-01.pdf

【厚生労働省のHP><u>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉</u>>地域包括ケアシステム>3. 地域ケア会議について】



【出典】平成26年3月 地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書」

【日本地図から全国の事例を検索】 をクリックすると、地図から事例の検 索ができます。

http://www.kaigokensaku.jp/chiikihoukatsu/

第2 サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P21~)
- ①訪問型サービス (P22~) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス 種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス 内容	訪問介護員による身体介護、生活援助			保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活支 援
対象者と サービス 提供の考 え方	〇既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース 〇以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。			・体力の改善に向けた 支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向 けた支援が必要な ケース ※3~6ケ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サ ー ビス 提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	20

- ②通所型サービス (P23~) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当			
サ ー ビス 種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 体操、運動等の活動な 運動・レクリエーション 等 ど、自主的な通いの場		生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改 善等のプログラム
対象者と サービス提 供の考え 方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進してい くことが重要。	〇状態等を踏まえながら、信様なサービス」の利用を促進	・ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等※3~6ケ月の短期間で実施	
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス (P24~)

○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

【参考】「通所型サービスB」と「地域介護予防活動支援事業」の比較

事業	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
サービス種別	通所型サービスB (住民主体による支援)	地域介護予防活動支援事業 (通いの場関係)
サービス内容	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン ・会食等	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン等
対象者とサービス 提供の考え方	要支援者等	主に日常生活に支障のない者であって、通いの場 に行くことにより介護予防が見込まれるケース
実施方法	運営費補助/その他補助や助成	委託/運営費補助/その他補助や助成
市町村の負担方法	運営のための事業経費を補助 /家賃、光熱水費、年定額 等	人数等に応じて月・年ごとの包括払い /運営のための間接経費を補助 /家賃、光熱水費、年定額 等
ケアマネジメント	あり	なし
利用者負担額	サービス提供主体が設定 (補助の条件で、市町村が設定することも可)	市町村が適切に設定(補助の場合は サービス提供主体が設定することも可)
サービス提供者(例)	ボランティア主体	地域住民主体
備考	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※一般介護予防事業等で行うサロンと異なり、要支援者等 を中心に定期的な利用が可能な形態を想定 ※通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者 なども加わることができる。(共生型)	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※通いの場には、障害者や子どもなども加わることができる。 (共生型)

第2 サービスの 類型

生活支援・介護予防サービスの分類と活用例

サービスの分類	サービス事業	一般介護予防	任意事業	市町村実施	民間市場	地域の 助け合い	備考	
①介護者支援		総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。 介護者の集い、介護教室等。						
②家事援助	訪問型サービス で実施。NPO・ボ ランティアを主に 活用				支援は任意事業で実だ 全軽度生活支援は市田			
③交流サロン	要支援者を中心に定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場は一般介護予防事業を主に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。							
④外出支援	訪問型サービスD で実施。担い手は NPO、ボランティア			左記以外は、市田	T村·民間事業者が独	自に実施		
⑤配食+見守り	その他の生活支援サービスを活用可。担い手はNPO、民間事業者等		左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施					
⑥見守り・安否 確認	その他の生活支援サービスを活用。 担い手は住民、ボランティア等		左記以外は、地域	場で提供され ないサービス を提供				

- ※1 任意事業は再整理も有り得る。
- ※2 上表中、地縁組織は地区社会福祉協議会、自治会、町内会、地域協議会等を意味する。

総合事業でのサービス利用可能性(対象者別の各サービスの利用可能性)

		要介護	現在の要支援者		非該当者	備考	
			認定者	要支援認定者	事業対象者	(一般高齢者)	1佣 右
支援提供の手続き		ケアマネ ジメント	地域包括支援センター等でケアマネジメント		市等が事業を周知等。 利用者を登録・管理。		
	通所	デイサービス	(〇) (介護給付)	0	0	×	
		ミニデイサービス	×	0	0	×	
		住民主体の支援(通いの場)	(O) <u>%</u> 1	0	0	(O) <u>%</u> 1	※ 2
介護予防・生活支援サ		保健師、リハビリ専門職等が 行う短期集中予防サービス	×	0	0	×	
	訪問	訪問介護員による身体介護・ 生活援助	(〇) (介護給付)	0	0	×	
		緩和した基準によるサービス (掃除、調理など)	×	0	0	×	
Ť		移動支援	×	0	0	×	
ービス		住民主体の支援	×	0	0	×	
-ビス事業	凄	配食	× %4	0	0	× ※4	
		見守り	× %4	0	0	× ※4	
— 舟	一般介護予防事業		0	0	0	0	※ 5

- ※1 要支援者等が中心となっていれば利用可能。また、一般介護予防事業で行う場合も利用可能。
- ※2 障害者や子どもなども加わることができる。(共生型)
- ※3 一般高齢者、障害者、子ども等が利用者の一部に含まれていても、要支援者等の利用に着目して、間接経費(光熱水費、サービスの利用 調整等を行う人件費等)を補助することは可能。
- ※4 地域支援事業の任意事業等により実施可能。
- ※5 一般介護予防事業(通いの場関係)には、障害者や子どもなども加わることができる。(共生型)
- (注) 要介護者や非該当者も、見守り、ゴミ出し、移動支援等について、インフォーマルサービスとして行われているものは利用可能。

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

1 基本的な考え方 (P28~)

○ 地域支援事業の生活支援体制整備事業の活用などにより、市町村を中心とした支援体制の充実強化を図り、地域全体で 多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要。市町村の参考のため、具体的な取組例を取りまとめ。

2 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組 (P30~)

- 「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」の設置等(「生活支援体制整備事業」)を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取組を積極的に進める。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、以下の取組を総合的に推進。
- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化

(<生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)>地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。

- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

<協議体>

各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

3 住民主体の支援活動の推進 (P34~)

- 生活支援の担い手となる者の知識・スキルの向上はより良い生活支援に資するため、担い手に対し、市町村が中心となって、介護保険制度、高齢者の特徴と対応、認知症の理解などについての各種研修を実施するのが望ましい。
- 高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与するボラン ティアポイント制度が市町村において実施されており、地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能。

4 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用 (P38~)

- 個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築 や資源開発、施策化を図っていく地域ケア会議を、積極的に活用。また、サービス開発の際、既存の地域資源(NPO、ボランティア、地縁組織、社協、介護事業者、民間企業等)や他施策による取組等についても活用。
- (参考)新地域支援構想会議の提言(「新地域支援構想」)

助け合い活動を行う側から、総合事業で主体的に役割を果たしていこうとの趣旨でとりまとめ。市町村において制度設計・事業運営を行ってい く上で参考にすることが有益。(「助け合い活動」を実践している非営利の全国的組織による「新地域支援構想会議」が提言)